

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の記載例

納付書には、納付する税額のほか、その月の給与等の支払を受ける人の数や給与等の支払額などを記載することになっています。

この納付書は3枚1組の複写式になっていますが、納付するときは切り離さずに最寄りの金融機関や所轄の税務署の窓口へ提出してください。

なお、納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の場合には、この記載例の「納期特例分」の納付書を使用し、これ以外の源泉徴収義務者の場合には、「一般分」の納付書を使用してください。

(注) 給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、給与等や退職所得等、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を年2回（7月と翌年1月）にまとめて納付する納期の特例の承認を受けることができます（詳しくは3ページを参照してください）。

<納付する税額がない場合>

納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）は所轄の税務署にe-Taxにより送信するか又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

なお、令和7年1月から、所得税徴収高計算書（納付書）の写しに収受日付印の押なつを行わないこととしていますので、所得税徴収高計算書（納付書）の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。詳しい情報は、国税庁ホームページ「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」【<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>】をご確認ください。

〔設例〕納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の場合

最初と最後の支払年月日

「納期等の区分」欄に記入した期間内における各月ごとの実人員の合計数

整理番号をお忘れなく!!

最初と最後の支払年月

納期等の区分

区分	支払年月日	実人員の合計数	支払額
俸給・給料等 (01)	070124 ~ 0625	30	8959947
賞与(役員賞与を除く) (02)	070625 ~	3	950000
日雇労働者の賃金 (06)			33844
退職手当等 (07)			
税理士等の報酬 (08)	070115 ~ 0616	6	330000
役員賞与 (03)	070630 ~	2	900000
同上の支払確定年月日	070623		48092

年末調整による不足税額 (04)

年末調整による超過税額 (05)

本税 276969

延滞税

合計額 ¥276969

納期の特例分

住所 (所在地) XX市XX2-2-2

氏名 (名称) 株式会社 OO商店

納付する税額の合計額

法人の役員の職務に対して支払った賞与について記載します。

令和7年1月から6月までに支払った俸給・給料等の合計額とその税額

令和7年6月25日に支払った使用人分の賞与とその税額

令和7年1月から6月までに支払った税理士報酬の合計額とその税額

納付する税額の合計額

源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、e-Taxを利用して納付できます。
詳しくは、32ページ及び33ページをご覧ください。

